

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会3月総会

日 時	令和4年3月25日（金）午後2時00分	開議
場 所	十和地域振興局 2階大ホール	
日 程		
第1	指定第27号	会期の決定について
第2	指定第28号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第27号	非農地証明事務処理報告
第4	報告第28号	農地法第4条による許可申請の取り下げ願いについて
第5	議案第57号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第58号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第59号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第8	議案第60号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第61号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第10	議案第62号	令和4年農作業標準賃金の設定について
第11	報告第29号	令和3年度四万十町農業委員会活動報告について
第12	議案第63号	令和4年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
第13		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 21番 岡村博晶 25番 常石幸浩 26番 甲把雄 32番 山本奨一 38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。桜の季節がやってきました。窪川を出た時は、ちらほらぼつぼつでした。大正に近づきますと結構咲いているなど、昭和は、まだまだ咲いている、十川は、もっと咲いていました。先月になりますが、高知県にまん延防止等重点措置が出ており、役員会で話し合いました、推進委員の皆さんにはお休みいただきました。今回は、全員揃って出来ることを嬉しく思います。全国的には、少し下がっておりますが、まだまだ感染者数は多いです。高知県では、2月10日には300人超でした。四万十町でも毎日1人2人、多い時には、5、6人という状況です。皆さんには、引き続き感染対策に気を付けて生活をしていただきたいと思います。

また、世界に目を向けますと皆さんご存知の通り、ロシアがウクライナに軍事侵攻をしています。3月9日に行われました四万十町3月議会でもロシアのウクライナ侵略に抗議し軍事攻撃の即時中止を求める決議案が出され、可決されました。

四万十町3月議会で、令和4年度の予算が決定しました。我々の関係する農林水産費ですが、全体で23億7600万円が計上されました。その中の内訳としまして、農業費、19億2100万円。林業費、4億2100万円。水産費、3300万円で予算が決定しました。この予算は、有効に使われ農林水産業の振興に繋がっていかれると思っています。

ここで嬉しいお知らせがありまして、水産関係で興津の大敷網が復活するそうです。これから、4月に入りまして稲作、農作業と忙しくなってくると思いますが、体に気を付け、感染対策に気を付けていただければと思います。本日は、本年度最後の3月総会となりますので、よろしく願いいたします。

議長

ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号15番 竹内純委員にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。憲章は、添付資料の最後にございます。

15番

四万十町農業委員会憲章の朗読

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、21番 岡村博品委員、25番 常石幸浩委員、26番 甲把雄委員、32番 山本奨一委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員15名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりで。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第27号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会3月総会の会期は、令和4年3月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第28号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に10番 東出一茂委員と、24番 市川絢子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第27号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第27号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は3ページからをご覧ください。

今月は、西部地域から1件、窪川地域から3件となっております。

番号1、添付資料は1ページから2ページをご覧ください。

土地の所在地は、古城字ヲキノカハ958番、地目は畑、面積は、1,203㎡です。

申請地は平成元年頃より不耕作で、現在は山林となっております、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和4年2月10日に、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域からは以上です。

事務局 続きまして窪川地域からです。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。米奥字岡屋敷320番、地目、畑、面積、52㎡、外1筆あり、合計101㎡です。申請地は20年以上前より宅地と一部町道として利用されています。令和4年3月2日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。平串字坂元388番1、地目、畑、面積、422㎡、外2筆あり合計3筆、1,256㎡です。申請地は平成10年より前から原野状態となり現在に至っています。令和4年3月4日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は7ページから23ページです。7ページに米奥分の位置図、8ページはその中央辺りを拡大した別図、9ページからそれぞれの写真となります。23ページに壺斗俵分の位置図と写真を載せています。米奥字中屋式1052番6、地目、畑、面積79㎡、外44筆あり、合計45筆、6,278㎡です。申請地の現況は議案書に書かれている状態となっており、宅地は30年以上前から住宅や倉庫が建っている宅地の一部となっており、その他は10年から20年以上前から耕作しておらず、原野及び山林化しています。担当委員、職員で令和3年8月24日、9月2日と令和4年2月7日現地確認し、証明基準のユ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第27号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第27号は終わります。

議長 続いて、日程4 報告第28号 「農地法第4条による許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第28号 「農地法第4条による許可申請の取り下げについて」を報告します。

議案書は6ページです。

取下げ議案番号は、令和3年度1月総会、議案第45号 番号1番、土地の所在等は、記載のとおりです。

取下げ理由については、転用面積の変更によるものです。

当案件は、第1種農地であり、県常設審議委員会へ諮問を行っている最中でした。

以上です。

議長 報告第28号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第28号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第57号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

議案第57号 番号10番は議席番号27番 市川正司委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から9番の審議、採決を行い、その後に27番 市川正司委員に退席をしていただき番号10番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第57号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から9番をご説明いたします。議案書は7ページです。申請地の位置は添付資料の24ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の 10 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。まず 9 番までを説明します。

番号 1 からご説明します。

土地の所在地、奈路字楠ハザコ 510 番、地目、田、面積 1,497 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 土地の所在地、七里字年男田乙 284 番、地目、田、面積 3,004 m²。以下 5 筆あり、合計 6 筆、面積 18,307 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では生姜を栽培する計画となっております。

続いて番号 3 土地の所在地、七里字タノ川口甲 1051 番、地目、田、面積 496 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて、番号 4 土地の所在地、上秋丸字コヲノサコ 141 番、地目、田、面積 172 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,050 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて、番号 5 から 9 番については非農地証明の際にもでてきておりましたが、米奥と壺斗俵との案件になります。番号 5 番から 7 番までは譲受人が同じです。

番号 5 番 土地の所在地、米奥字畝月埜 795 番 1、地目、田、面積 2,249 m²。以下 12 筆あり、合計 13 筆、面積 14,837 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 6 番 土地の所在地、壺斗俵字竹ノハナ 226 番、地目、田、面積 1,206 m²。以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 2,530 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由及び譲受理由は交換によるものです。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 7 番 土地の所在地、壺斗俵字六兵衛ヤシキ 444 番 1、地目、田、面積 427 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由及び譲受理由は交換によるものです。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 8 番 土地の所在地、壺斗俵字竹ノハナ 243 番、地目、田、面積 808 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 2,365 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。

譲渡理由及び譲受理由は交換によるものです。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 9 番 土地の所在地、壺斗俵字クロハザ 279 番 1、地目、田、面積 232 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 829 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由及び譲受理由は交換によるものです。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

以上、申請のあった議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第57号 番号1番から9番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。30番 澤田憲男委員。

30番 番号1番ですが、譲受人より確認をとっています。圃場は田であります。譲渡人は、体調が良くなく管理が難しいということで、以前から譲受人に相談をしていたようで、今回売買になっております。圃場の現状は、奈路地区で池の改修工事をやっているため、ここ何年か耕作していない状態で、雑草が茂っており、これから機械等を入れて作物が出来るような圃場に戻す作業を行うようです。譲受人の下限面積は、30a以上で達成しております。番号1番についての所有権移転は、何ら問題ないと思いと判断します。以上です。

議長 番号2番、3番。5番 濱田誠委員。

5番 番号2番、3番について、甲把委員から聞き取りした資料を頂いておりますので、代りに説明させていただきます。番号2番について、譲渡人、譲受人双方から3月22日に確認しました。現状は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。譲渡人は、高齢で農家を引き継ぐ後継者も居なくて、耕作も困難な状況のため、売買に至ったそうです。譲受人は、町外の方ですが、長年松葉川地区を中心に露地生姜等を栽培し、大変意欲ある農家です。今後は、生姜、水稻を作付けしていくそうです。以上、確認の結果、番号2の所有権移転は、問題ないと判断しました。

続いて、番号3番について3月22日に譲受人から確認しました。現状は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。譲受人は、地域の担い手であり、後継者もおります。法人化して六次産業化を目指す、大変意欲のある農家です。農地の集約化に欠かせない農家です。以上、確認の結果、番号3番の所有権移転は、問題ないと判断しました。

議長 番号4番から9番を一括でお願いします。6番 下元誠一郎委員。

6番 番号4番について譲受人から話を聞いてきました。現況は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。譲受人は、いとこと農事組合法人を立ち上げて、水稻等を作付けしています。意欲ある農家で、今後も耕作していくそうです。以上の確認の結果、番号4の所有権移転は、問題ないと判断しました。

続きまして、番号5、6、7番について説明します。譲受人が同一人物なので一括

して説明します。5番について、譲受人のみ、6番7番については、譲渡人、譲受人、両名から話を聞いてきました。現況は田であり、譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事してしていることを確認しています。また、取得する農地の周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。5番の農地は、譲渡人の父親からの相続の土地で遠方のため、土地を処分したく売買に至ったそうです。6番の土地は、5番の譲渡人の父親が自主施行で手直しを行い、大区画にしております。登記はせずにそれぞれが別の土地を交換して耕作してきた土地ですが、この機会に交換による贈与で所有権移転に至ったそうです。7番の土地も同様にこの機会に所有権移転を行うそうです。譲受人は、地域の担い手であり、意欲ある農家ですので、今後も水稻等を作付けしていくそうです。以上の結果、番号5、6、7の所有権移転は、問題ないと判断しました。

8番につきましては、譲受人より話を聞いてきました。この土地を譲渡人の父親と番号6番の土地と交換していた土地です。譲受人は、年間150日以上農作業に従事しています。周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。意欲のある農家で、地域の担い手でもあります。今後は、水稻を作付けする予定だそうです。以上確認の結果、番号8の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして、番号9番についても譲受人から話を聞いてきました。この土地も譲渡人の父親より番号7の土地と交換して耕作していた土地です。田であり、譲受人は、150日以上農作業に従事しています。取得する農地の周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。水稻を作付けする予定です。以上、確認の結果、番号9番の所有権移転は、問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第57号 番号1番から9番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第57号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から9番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から9番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号10番の審議を行いますので、27番 市川正司委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 10 番について説明します。添付資料は 31 ページです。
- 土地の所在地、米奥字北影田 831 番、地目、田、面積 1,313 m²。以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 5,759 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。
- 以上、この議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 議案第 57 号 番号 10 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。6 番 下元誠一郎委員。
- 6 番 番号 10 番について、譲受人から話を聞いてきました。現況は田であり、譲受人は、農地を効率的に利用し、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。また、取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えない事を確認しています。
- 譲渡人は、父親からの相続の土地であります。遠方のため、土地を処分したく売買に至ったそうです。譲受人は、地域の担い手であり、非常に意欲のある農業者です。今後も水稻、里芋を作付けしていくそうです。以上確認の結果、番号 10 番の所有権移転は、問題ないと判断しました。
- 議長 議案第 57 号 番号 10 について質疑を許します。質疑はありませんか。
2 番 掛水誠幸委員。
- 2 番 面積が、5 反 7 畝くらいあります。先に審議が終わったのですが、57 号の 2 番の案件とは金額に大差があるのですが、買い手が欲しい場合と売り手が買って欲しいという売り手買い手の立場の違いや、近い距離でも地形は違いますし金額に差が出るのは理解してほしいと思います。
- 事務局 番号 10 番の金額についてですが、こちら 5 筆あるのですがこの内の 1083、1084 この 2 筆は、事務局で現地確認した際に非農地にしようか悩むような状況の田でした。1085 番ですが、こちら半分近くが原野状態になっております。半分は譲受人の方が、自ら今までに開墾して何とか田んぼにしてできる状態ですが、竹と戦っている状態です。条件が 2 番と違う状況です。
- 議長 他に何かありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 57 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 10 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 57 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」 番号 10 番は、原案のとおり可決されました。

27 番 市川正司委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

市川正司委員、番号 10 番は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 6 議案第 58 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 58 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 11 ページです。今月は窪川地域の 3 件です。

番号 1 についてご説明します。添付資料は 32～34 ページです。本案件については、先ほど報告第 28 号で説明した取下げ願いの案件で、改めて申請されたものです。説明自体は 1 月総会と重複となりますが、ご了承ください。

申請地は、1 筆。土地の所在、宮内字又三郎田 1950 番、地目、田、面積 748 m²の内 208.62 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地及び駐車場です。転用理由は、納骨堂の新設と、農業用車両の駐車スペースとして利用するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で一部駐車場として利用されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。

農地区分は、特定土地改良事業施行地であり、第 1 種農地と判断しますが、非農用地区域に設定されております。用途計画としては、農業用倉庫・農機具格納庫・駐車場となっておりますので、農業用車両の駐車場への転用は、第一種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 37 条第 1 項第 5 号の「土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

また、墓地についてですが、申請者の父親が昨年亡くなったため、やむを得ず用途計画を 1 部変更して実施したいと申請者より申し出がありました。計画と異なる用途への転用になりますが、事務局としましては、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落接続」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、33 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂と露天駐車場を整備する計画です。周囲の状況は、北側、東側は同意ありの農地、南側は水路、町道を挟んで同意ありの農地、西側は水路、雑種地を挟んで県道となっています。土地の造成計画については、造成は特になく現状のまま利用し、整地後に墓地部分はコンクリート仕上げ、駐車場部分は砂利敷とする計画です。進入路については、西側の町道から直接進入し、墓地へは自己所有農地から徒歩にて進入します。進入部分の工事はありません。排水計画については、雨水のみで、自己所

有農地内で自然浸透する計画です。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。関係土地改良区の意見については、非農用地区域として定められた区域内の農地であるため、特に問題は無いことを確認しています。

資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費以上であることを確認しています。

続きまして、番号2。添付資料は35から37ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、魚ノ川字庵ノ川351番1、地目、田、面積109㎡の内30㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しております。

転用計画につきましては、36ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は宅地、西側は雑種地、南側、東側は申請者の自己所有農地であり、周辺農地への影響は特にないものと考えています。土地の造成計画については、整地のみでコンクリート敷きとします。進入計画については、北側の町道より進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

続きまして、番号3。添付資料は38から40ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、見付字長見山2677番1、地目、田、面積268㎡の内33㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、39ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側及び西側は自己所有地、南側は同意有の農地東側は高速道路用地として買収済の農地（所有者：国土交通省）となっており、周辺農地への影響は特にないものと考えています。土地の造成計画については、整地のみでコンクリート敷きとします。進入計画については、東側の高速道路の側道より進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長

議案第58号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。2番 掛水誠幸委員。

2 番 1月に調査に行っていました。1月は、私が欠席でしたので、西井健夫委員に報告してもらいました。事務局から説明がありましたように本日の報告28号で取下げがありました。納骨堂の面積が足らなかったようです。改めて調査をしました。周辺農地には悪影響はありません。748㎡のうち208.62㎡を、駐車スペースと納骨堂を建てるスペースにしています。面積が広いように思われますが、納骨堂は適正に思われます。駐車スペースにつきましても、適正だと思います。以上です。

議長 番号2番。28番 大西博之委員。

28番 20日に現地確認をしました。許可次第、着手する事を確認しています。必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地への排水も町道との間に水路がありまして、農地への悪影響がない事を確認しています。特に問題ないと思います。

議長 番号3番。20番 中城康子委員。

20番 3月19日に申請人と面接して、現地の確認をしました。家の近くに高速道が通るようになっていまして、墓地を移転するようにしたそうです。近隣の家も高速道路に挟まれた家がありますが、同意を得ているようです。問題ないと思います。周りは申請人の所有の農地で、面積も必要最小限で問題ないと思います。許可次第着工の予定だそうです。

議長 議案第58号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第58号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第59号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

議案第59号番号2番は、議席番号33番 橋本健太郎委員が四万十町農業委員

会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番の審議、採決の後に 33 番 橋本健太郎委員に退席をしていただき番号 2 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 59 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」をご説明いたします。議案書は 12 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

まず番号 1 番を説明します。添付資料は 41 ページから 45 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、東川角字高岡ノハナ甲 627 番 2、地目、田、面積 258 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、子供もでき手狭となったことから、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、42 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、家庭菜園スペース等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側は県道、北側は雑種地、東側は宅地、南側は公衆用道路を挟み同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、50 cmの盛土を行い、整地後砂利敷き、芝生仕上げとします。

進入計画については、申請地西側の県道から直接進入します。進入部分の工事については、須崎土木四万十町事務所と協議済で、許可見込みであることを確認しております。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び東と南側に設置する新設側溝にて排水します。汚水は合併浄化槽を設置し既存側溝に接続して排水します。資金計画については、融資見込み証明書及び残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1 番は以上です。

議長

議案第 59 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。22 番 西井健夫委員。

22 番

19 日に現地を確認しました。20 日に譲受人と話をしました。譲受人は、家族で話をして、町内で家を建てたらどうかと話をしたそうです。申請地は、譲受人の奥さんの地元になります。家を建てる所の前にお父さんが住んでいて、譲渡人と親しく所有権移転の話になったそうです。今は、家を建てるために色々な申請をしています。その申請が 3 ヶ月、4 ヶ月かかると聞いております。その認可が下り次第着工したいという事です。特に問題ないと思います。

議長

議案第 59 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 59 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 59 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 1 番は、原案とおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番の審議を行いますので、33 番 橋本健太郎委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番について説明します。添付資料は 46 ページから 49 ページです。
申請地は、1 筆。土地の所在、興津字大財野 2065 番 2、地目、田、面積 608 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。

転用理由は、現在の居宅が子供の成長に伴い手狭となってきたことや、農業用トラックや運搬車などが置けないため駐車場を借りていることなどから、新たに農家住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、47 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、農機具置場、駐輪場、物干し場、家庭菜園等を整備する計画です。また、敷地内には実面積 84.78 m²の既存倉庫がすでにありますが、これについても取得後取壊さずに農業用倉庫として利用します。

周囲の状況・影響については、北側、西側、東側は同意有の農地、南側は宅地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、整地後、駐車スペース、駐輪場、農機具置場はコンクリート舗装を行います。進入計画については、申請地北側の町道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透及び申請地南東側の既存倉庫前の道路側溝に排水します。汚水は合併浄化槽により南東側の既存の配管に設置の上道路側溝に排水します。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。議案第 59 号番号 2 番は以上です。

議長 議案第 59 号 番号 2 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。10 番 東出一茂委員。

10 番 21 日に本人に会い、現地確認してきました。譲受人は、地域の担い手です。現況は畑です。周辺農地の同意もあり、営農への支障についても問題ないと思います。排水計画についても、東側の側溝に流すため問題ないと思います。進入路も北側の道に面しており、問題ありません。必要最小限の計画で許可次第、着手することも確認しています。計画案どおり、問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 59 号 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。35 番 山崎力委員。

35 番 1 番の自己住宅、2 番の農家住宅の違いは何ですか。

事務局 面積的なところで、一般住宅は敷地面積が 500 m²以下までしか転用出来ないようになっています。農家住宅の場合は、農業用倉庫とか農機具の格納庫といった面積が必要になってくるので、農家住宅の場合は、1,000 m²、1 反まで転用面積が認められているところでの違いとなっています。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 59 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 59 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決されました。
33 番 橋本健太郎委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
橋本健太郎委員、番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 60 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議案第 60 号 番号 14 番は、議席番号 35 番 山崎力委員が、四万十町農業委員

会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 13 番の審議、採決を行い、その後に 35 番 山崎力委員に退席していただき、番号 14 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 60 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 4 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 15 ページから、添付資料については 50 ページからになります。件数につきましては 14 件で窪川地域が 12 件、西部地域 2 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。まず、番号 13 番までを説明します。

番号 1 番から説明します。

番号 1 番 土地の所在地、東大奈路字中屋敷ノ上 569 番、地目、田、面積、2,732 m²です。設定は更新です。期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。続いて番号 2 番と 3 番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。番号 2 番 見付字山口 2522 番、地目、田、面積、1,849 m²です。番号 3 番 見付字山口 2512 番、地目、田、面積、2,131 m²です。全て設定は新規になります。期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日までの 20 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号 4 番は設定を受ける者が農地中間管理機構です。土地の所在地、宮内字荒神ノ元 2136 番、地目、田、面積、3,102 m²です。設定は新規です。期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号 5 番 土地の所在地、口神ノ川字中ケ市 1769 番、地目、田、面積、3,141 m²です。設定は更新です。期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 6 番から 8 番までは設定を受ける者が同じになります。少しまとめて説明します。

番号 6 番 土地の所在地、口神ノ川字チカラ石 442 番、地目、田、面積、4,796 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 6,219 m²です。地番 442 番は、設定は新規で、作物は生姜を栽培、地番 1765 番は、設定は更新で、作物は里芋を栽培する計画です。

番号 7 番 土地の所在地、中神ノ川字平野 495 番 1、地目、田、面積、818 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,351 m²です。設定は更新です。水稻を栽培する計画です。

番号 8 番 土地の所在地、口神ノ川字大田 1644 番、地目、田、面積、2,027 m²です。設定は更新です。水稻を栽培する計画です。

6 番から 8 番についてすべて期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号9番10番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。
番号9番 土地の所在地、作屋字清七屋敷422番、地目、畑、面積、152㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積327㎡です。

番号10番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷472番3、地目、畑、面積、62㎡。以下2筆あり、合計3筆、面積、785㎡です。全て設定は新規です。期間は令和4年4月1日から令和5年12月31日までの1年9ヶ月です。

全て生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

事務局 番号11、土地の所在地、井崎字ナカダ2522番、地目は田、面積、3,008㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年になります。作物は、水稻や薬草を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

事務局 番号12番、13番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。
番号12番 土地の所在地、七里字早川甲1378番1、地目、田、面積、2,468㎡です。

番号13番 土地の所在地、七里字中谷甲1566番、地目、田、面積、3,828㎡です。

全て設定は新規です。期間は令和4年4月1日から令和8年12月31日までの4年9ヶ月です。

全て水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

説明は、以上になります。

議長 議案第60号 番号1番から13番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。1番 下元弘章委員。

1番 1番について借受人から確認しました。内容も利用集積計画のとおりです。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号2番、3番を一括で。20番 中城康子委員。

20番 2番、3番について、19日に貸出人と21日に現地の確認をしました。借受人は、認定農業者ではありませんが、前から農業をしておりまして、この地域は若い人がなかなか居なくて、色々活躍をしているそうです。新規の設定ではありますが、問題はないと思います。

議長 番号4番は、中間管理機構ですので省きます。番号5番。3番 廣井栄治委員。

3番 22日に現地を確認しまして、貸出人、借受人から聞き取りをしました。借受人は、多角経営で各種色々作っています。専業農家で認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで更新でもあり特に問題ないと

思います。続きまして、番号6から8の件につきましては、借受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。22日に現地を確認しました。借受人は、有機野菜及び水稻を栽培する専業農家で、認定農業者でもあります。輪作栽培をしているため、面積を増やしている意欲ある農家です。内容は、利用集積計画のとおりで新規がございますが、再設定が主ですので問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号9番、10番は、担当委員が一緒ですのでお願いします。27番市川正司委員。

27番 番号9番、10番は、同じ人が利用権を受けるということで、説明します。この農地は、元々番号9番の利用権設定をする者の旦那さんが作っていたのですが、旦那さんが亡くなったために、ここ数年は耕作放棄状態でした。設定する農地ですが、生姜を耕作している農地の隣です。設定を受ける者は、地域の担い手でもあります。この件については問題ないと思います。

議長 番号11番。36番 上野渡委員。

36番 番号11番について、借受人から話を聞いてきました。貸出人の方は、長年別の方に田んぼを貸していたそうですが、昨年その方が都合により辞めることになり、そこから借受人に話がきて、今回利用権設定になったようです。借受人は、3年ほど前に就農し主に薬草の栽培をしている方です。今回借受けた田では、今年は水稻を栽培し、来年以降は薬草を作付けすることもあるそうです。内容も利用集積計画のとおりで、新規の設定になりますが、特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号12番、13番。5番 濱田誠委員。

5番 番号12番、13番について3月22日借受人から確認しました。借受人は、主に生姜、水稻を栽培する専業農家で、認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。そして、この地域の営農組織のオペレーターもやっています。内容も利用集積計画のとおりで、新規の設定ですが特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第60号 番号1番から13番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第60号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から13

番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 60 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 1 番から 13 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 14 番の審議を行いますので、35 番 山崎力委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 14 番 土地の所在地、大井川字古屋 249 番 1、地目、田、面積、1,327 m²です。外 1 筆ありまして、合計 2 筆、面積が 2,154 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年になります。作物は、薬草を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第 60 号 番号 14 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。34 番 平野直人委員。

34 番 14 番について、借受人に電話で確認しました。内容も利用集積計画のとおりです。周辺農地に悪影響を与えない事を確認しています。薬草は、センブリを栽培するそうです。以上です。

議長 議案第 60 号 番号 14 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 60 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 14 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 60 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 14 番は、原案のとおり可決されました。
35 番 山崎力委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
山崎力委員、番号 14 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 61 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定に

ついて」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 61 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。
別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。議案書は 20 ページ、添付資料は 88 ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域の 1 件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、宮内字荒神ノ元 2136 番、地目、田、面積、3,102 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 14 年 3 月 31 日までです。生姜を栽培する予定です。説明は以上になります。

議長 議案第 61 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 借受人から 3 月 18 日に確認してきました。借受人は、一昨年 12 月に退職して親元に帰って来て、農業をしております。今回の件につきましては、新規就農事業を活用して、この事業につきましては、年間親元就農で 150 万円が 3 年間もらえる事業だそうです。この事業を利用して農業に就農するそうです。現在事業の申請と共に、認定農業者の申請も行っている最中です。年間 150 日以上農作業に従事しております。周辺農地につきましても貸出人は、この方の祖父にあたる方で、周りはほぼ祖父の土地になっていますので、管理上問題ないと思います。

議長 議案第 61 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 61 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 61 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 62 号 「令和 4 年農作業標準賃金の設定について」

議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 62 号 「令和 4 年農作業標準賃金の設定について」 ご説明いたします。
22 ページは窪川地域、23 ページは大正十和地域の表になっております。

通常ですと、毎年 2 月の総会で各地域に分かれて協議いただき、そこで委員の意見を集約し、3 月総会で決定をしておりましたが、2 月総会において推進委員さんのご意見を聞くことが出来ませんでしたので、2 月総会にて、農業委員さんで協議していただいたものを「案」として、先日、改めて委員の皆様を確認の依頼をさせていただいておりました。その結果、お手元に配布しております表となっております。

昨年度からの変更点ですが、窪川地域の水田防除について、1,100 円を 2,000 円とし、農薬別と新たに記載をしております。

大正・十和地域の糶摺りについて、300 円/30 kg から 600 円/60 kg に記載変更しております。

令和 3 年高知県最低賃金が一時間あたり 792 円から 820 円に変更したことにより、表中の 1 日当たりの賃金を窪川地域、大正十和地域それぞれ 6,400 円を 6,600 円に変更しております。

以上が、委員の皆さんの意見を反映させた【案】となります。

なお、本日決定いただきましたら、4 月の区長文書で各戸配布を行いたいと考えております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 62 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

27 番 市川正司委員。

27 番

一番上のコンバインの所で、大正、十和では、藁結束の場合は 2,000 円とありますが、窪川地区では無い。窪川地区にもこの文言を入れたらだめですか。

議長

これに対する意見等はありませんか。

事務局

結束は、バインダーの事だと思いますが、十和ではよく見かけますが、窪川地域では自分は見かけたことがないですが。

議長

2 番 掛水誠幸委員。

2 番

市川正司委員に賛成です。今事務局が説明しかけていましたが、コンバインは生姜農家は藁を必要としますので、結束機が付いてまして、コンバインの場合は結束したものが、チェーンで巻きながら落としますので、人が広げたようにはなりません。藁が立った状態で干せる所までの結束機が付いたコンバインがあります。

市川正司委員に私は賛成します。

議長 藁結束は、大正、十和にはあるけど、窪川地域には無い。これについてどうしましょう。できるだけ今日決定したいです。

議長 27 番 市川正司委員。

27 番 今、戦争状態の所のおかげで、資材がかなり高騰してきています。今後、コンバインに結束機を付ける方が増えてくるんじゃないかと思ってる案です。

事務局 入れるのは簡単ですが、窪川になくて西部地域にあるのは、先ほど次長が言いかけてました、西部地域は、バインダーでされる事が多いので、この文言を入れていると聞いていましたので、コンバインのという意味合いではなくて、この文言が入っている状態ではあります。

議長 どうでしょうか、入れましょうか。窪川地域の賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 挙手が多いので入れたいと思います。
他に何かありませんか。27 番 市川正司委員。

27 番 乗用トラクターですが、面積を作られている方は、代かき用のハロー、代かきロータリーを持ち合わせている方がかなり増えてきていますが、一般トラクターでいいでしょうか。

議長 以前もこのような質問がありましたが、その時は改訂されませんでした。今回、市川正司委員からハローでやると早く仕上がるのでこの値段でいいでしょうかということだと思いますが、どうでしょうか。

議長 これでもいいのではないかという意見と、ハローを入れて効率が上がるのでという2つの意見がありますがどうでしょうか。

議長 あくまでも基準なので次に要望が出てくればその時にもう1回考えるように、今年はこのままでいくことにします。

議長 他に何かありませんか。35 番 山崎力委員。

35 番 大正、十和には無いけど、窪川地域は機械持込と全体的に書いてあるけど、この書き込み要りますか。今は総会も全体でやっているの。

事務局 基本的には、この農作業標準賃金については窪川地域については、窪川地域の表、大正、十和地域には、大正、十和地域の表を配るようになります。それぞれの表の窪川地域の表は下の方、大正、十和地域の表は上の方に、濃い字で書いてますが、これは目安になりますのでこれを参考にして、その時々状況に応じて、当事者間

で話し合いの上、決定していただけたらと思います。先ほど市川正司委員が触れて
ましたけれど、燃料とか資材が高騰することもあるかもしれませんが、その辺は状
況に応じて当事者間で決めてくださいとしていますので、ご理解いただければと思
います。

議長 慣れているこの書き方で今年は行きます。また問題が出た時に意見をください。
菓結束 2,000 円を入れて、それ以外は変わらない。要望が出れば検討する。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 62 号を改正案について改正を含めた部分について賛成の委員の挙手を求
めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 62 号は可決されました。

議長 続いて、日程第 11 報告第 29 号 「令和 3 年度 四万十町農業委員会活動報告
について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 29 号 「令和 3 年度 四万十町農業委員会活動報告について」を報告い
たします。添付資料は、90 ページからになります。

昨年に引き続くコロナ禍の中、今年は特に研修会や会議等のほとんどがオンライ
ン開催となってきました。新型コロナウイルス感染症拡大を機に会議の在り方が変
わり始めた年でした。その中で昨年 9 月には改選が行われ新しい体制がスタートし
ました。委員会の主な活動、まず総会ですがコロナの影響もあり、度々日や場所が
変更されご迷惑をおかけしました。感染に気を付け 2 月総会では、出席委員の人数
を減らして行うなど、状況に合わせてながら毎月総会を行いました。

法令業務です。農業委員会の業務の柱である法令業務を透明性、公正、公平性
をもって行い、適正かつ円滑な運用に努めました。毎月の総会における農地法等
の審議案件の処理件数を添付資料の 95 ページから載せています。

最適化の推進としましては、コロナ禍の中、人・農地プラン座談会は開けず、各
自での活動となりました。

情報の提供として、農業委員会だよりを令和 3 年 11 月と令和 4 年 3 月に発行し
ました。農業委員会だよりは、第 27 回「農業委員会だより」全国コンクールで「全

国農業新聞特別賞」を受賞しました。

地域委員会での活動は、西部地域委員会では西部地区産業祭が2年連続中止となりましたが、ジャンボかぼちやの苗を新たな人や学校にも配布し育ててもらいました。窪川地域委員会では、例年通りの全員での作況調査や農地パトロールができないなど、ここでもコロナの影響を受けました。

次のページから1年間の活動状況を載せています。今年は大きな活動は出来ず、会議等はコロナの状況により書面決議となったりしながら行ってきました。その中で、9月に改選があり7名の委員さんが加わり、新たな体制がスタートしました。コロナでなかなか一致団結してとはなりません、少しずつ全員での活動が出来ればと思います。活動の中で女性委員が動き始めています。コロナ禍をぬって集まったの勉強会など今後を期待します。以上、令和3年度の活動について報告させて頂きました。

議長 報告第29号について事務局の報告が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第29号 「令和3年度 四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第12 議案第63号 「令和4年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第63号 「令和4年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を説明します。活動方針として、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、コロナ禍でもできることを考え地域に根差した活動を行っていく。

昨年9月の改選後新しい体制となった。それぞれの実力を活かし更なる飛躍を図るとします。

活動計画です。基本である業務の適正な執行として、農地法等の理解を深め法令業務の適正な執行に努めます。

最適化の推進として、基本的には変わりませんが国から言っている目標を少し盛り込んでいます。

担い手への農地の集積・集約化、日頃の活動の中で地域の声を聞き、情報を活かす事で農地の集積集約化についてなげるようにする。

遊休農地の発生防止・解消では、遊休農地の解消に取り組むため、農地パトロールを強化し、所有者に働きかけるなど新たな遊休農地を発生させないように努める。

新規参入の促進では、県町等が実施する就農相談会に参加するなど、就農へのサポートをしていく。

活動の記録、毎月の活動を細かく記録し、活動の見える化を図る。そして、今まで以上に記録簿への記入をお願いします。この記録簿ですが、新しい様式も示され

てきています。年度途中で様式が変わると思います。その時にまたご説明をさせていただきます。それまでは、今の様式にご記入をお願いします。

活動強化月間の決定として、7、8月を農地パトロール、12月を農地の出し手・受け手の掘り起こしを重点的に行う月間とします。

農政情勢の発信からは例年どおりとなります。農業委員会だよりを年2回発行する。地域委員会での活動として、西部地域委員会では、西部地区産業祭への参加、窪川地域委員会では、作況調査、農地パトロールを行います。

次のページ101ページに、活動計画の年間スケジュール表を載せておりますので、ご確認ください。お手元に年間活動計画と書かれた年間の日程表をお配りしています。総会の日にと場所は、毎月26日前後のピンクで塗られた日程で行う予定です。昨年からの郵便物の配達の日とちが変りましたので、議案の到着予定日も記入しています。曜日の具合で届いてから総会まで日数がなく、ご迷惑をお掛けする月もありますが、どうかよろしくをお願いします。

以上、令和4年度 活動方針及び活動計画をご説明させて頂きました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 議案第63号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第63号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。
16番 中原英昭委員。

16番 10日に締め切った物を今月中に総会にかけないといけないという決まりはあるのですか。

事務局 国の事務処理要領で受理後概ね3週間という期間が決まっていますので、翌月になるとそこに引っかかってくる。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第63号 「令和4年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第63号 「令和4年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計

画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第13 その他の件について議題とします。
事務局でありますか。

事務局 金上野 宅地転用の農地区分の訂正について
お手元にお配りさせていただいております先月開催しました2月総会にて、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」で、提出してありました番号1番の案件につきまして、農地区分を第1種農地としていましたが、事前に農地区分の確認を県へ依頼していたところ、その後県からの回答があり、第2種農地と判断されました。
総会時にもふれさせていただいておりましたが、農地区分の下方修正となりますので、改めての議案とする必要は無いことから、本案件については県の指示に基づいて農地区分の修正を行ったことを報告します。以上です。

議長 他に何かありませんか。22番 西井健夫委員。

22番 ロシアがウクライナに侵攻したということで、戦争も始まっています。ロシアからの小麦粉などがこれからずっと高くなると思います。これから先は、米粉の需要も高くなると思うので力を入れていけたらと。米の値段も下がっているので、米
粉に移行するように四万十町が先陣を切って欲しいなと思います。農業委員会としても働きかけをしていただきたいと思います。

議長 これは、農林と一緒に進めていければ進めていきます。農林には、あげておきます。

議長 他に何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会3月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時55分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 10 番

署名委員 24 番
